

試運用フェーズ3（第3四半期分）実施後の振り返り

第3四半期ではフェーズ3として試運用を実施いただきましたが、新たな制度下での検査対応をさせていただいたことで、弊社としても規制庁殿が実施する検査の範囲や視点および必要な情報等について認識を深めることができ、大変有意義であったと感じております。

今回の試運用を通じて、事業者からの意見等は以下のとおりです。

1. 気づき事項と質問の明確化について

第3四半期保安検査期間中に2件のパフォーマンス欠陥の検出がありました。いずれもマイナーとご判断いただきましたが、事業者に提示されるタイミング（一方は質問状にて提示、もう片方は終了会議にて提示）が統一されていないこともあり、事業者の対応がスムーズに流れない場面がありました。

今後、気づき事項について事業者への通知のタイミングにつきまして、統一およびできるだけ早期のインフォメーションを検討いただけましたら幸いです。

2. 情報開示対象システムの有効活用について

事業者へ開示要求いただく際の考え方にばらつきがあり、事業者が開示対象としている資料について開示を要求される場合があります。

事業者の情報開示システムについて操作方法、ファイル名称の不明確さ等ご迷惑をおかけすることもあります。必要に応じて操作方法のレクチャー等事業者からのサポートも可能ですので、有効活用いただけますと幸いです。

また、可能な限り事業者への開示要求資料の削減(効率化)を検討いただけましたら幸いです。

以 上